

音楽教室における演奏に対する著作権の行使

【文 献 種 別】 判決／知的財産高等裁判所

【裁判年月日】 令和 3 年 3 月 18 日

【事 件 番 号】 令和 2 年（ネ）第 10022 号

【事 件 名】 音楽教室における著作物使用にかかわる請求権不存在確認請求控訴事件

【裁 判 結 果】 一部棄却、一部変更

【参 照 法 令】 著作権法 2 条 5 項・22 条

【掲 載 誌】 判時 2519 号 73 頁、判タ 1497 号 133 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25571450

上智大学教授 駒田泰士

事実の概要

Xらは音楽教室を運営する者であり、楽器の演奏技術等を教授する契約（以下、「本件受講契約」）を生徒と締結している（Xらには、教師と雇用契約又は準委任契約を締結して本件受講契約の義務を履行する者のほか、個人事業者又は個人教室の運営者で教師を兼ねる者がいる）。Yは、音楽著作物に係る著作権の集中管理事業を行う一般社団法人である。

Yは、自らが定める使用料規程に「音楽教室における演奏等」の項目を設け、文化庁長官に対して当該変更の届出をし、平成 30 年 4 月 1 日に楽器メーカーや楽器店が運営する楽器教室を対象として、演奏等の許諾手続を開始した。Xらは、Xらの音楽教室における楽曲の使用（教師及び生徒の演奏並びに録音物の再生）は、「公衆に直接…聞かせることを目的」とした演奏（著作権法 22 条）に該当しないなどと主張して、Yを相手方として当該使用に係る請求権（著作権侵害に基づく損害賠償請求権又は不当利得返還請求権）の不存在確認請求訴訟を提起した。

原審は請求を棄却（東京地判令 2・2・28 判時 2519 号 95 頁）。Xら控訴。

判決の要旨

事案の性質上、原審判決と本判決の双方の要旨を紹介する。本件の争点は多岐にわたるが、紙幅の都合から、音楽教室における著作物の利用主体

と生徒の公衆該当性、著作権法（以下、単に「法」）22 条にいう「聞かせる」公衆に係る判旨のみに絞る（原文を抽出せず要約とする）。

1 著作物の利用主体

原審は、最判昭 63・3・15 民集 42 巻 3 号 199 頁（以下、「キャッツアイ最判」）及び最判平 23・1・20 民集 65 巻 1 号 399 頁（以下、「ロクラク 2 最判」）を引用し、利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって必要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断するのが相当であるとした。また、著作物の利用による利益の帰属は必須の考慮要素ではないが、考慮に入れることは妨げられないとした。その上で、教師が演奏する場合には、教師がXらと締結した雇用契約若しくは準委任契約に基づいてこれを行うという事実又は教師を兼ねるXらがこれを行うという事実、生徒が演奏する場合には、Xらと同視しうる教師の指導に従ってこれを行うという事実等を摘示し、Xらの管理支配が及んでいると認めた。また、演奏技術の指導にとって教師及び生徒の演奏が不可欠であることから、レッスン料の中に音楽著作物の利用の対価部分が含まれ、音楽著作物の利用の利益はXらに帰属しているとした。原審は、以上をもって音楽教室における著作物の利用主体はXらであると判示した。

これに対し控訴審は、ロクラク 2 最判のみを

引用し、演奏の対象・方法、演奏への関与の内容・程度等の諸要素を考慮して利用主体を判断すべきであるとした。そして、Xらは、教師に対し、本件受講契約の本旨に従った演奏行為を雇用契約又は準委任契約に基づく義務の履行として求め、必要な指示や監督をしながらその管理支配下において演奏させていることから、その主体はXらであるとした（教師を兼ねているXらについては、その主体が当該Xらであることは明らかとした）。一方で、生徒は専ら自らの演奏技術等の向上のために任意かつ自主的に演奏を行っていることから、生徒がする演奏の主体は生徒であるとした（なお、音楽教室事業者が生徒を勧誘して利益を得ているのは、専らその教授方法や内容によるもので、生徒による演奏によって直接利益を得ているとは言い難い旨も付加的に判示）。

2 生徒の公衆該当性

原審は、不特定の者か特定多数の者といえれば「公衆」に該当すると解し（法2条5項）、「特定」とは利用主体との間に個人的な結合関係があることをいうとした。その上で、Xらとの間で本件受講契約を締結すれば誰でもレッスンを受講できることから、Xらからみて生徒は不特定の者に当たり、公衆に該当するとした。また、生徒が「多数」かどうかは、一時点のレッスンにおける生徒の数だけで判断すべきではなく、Xらによる音楽教室の実態を踏まえると生徒は「多数」と認められるので、やはり公衆に該当するとした。

控訴審も、特定・不特定に関して原審と同様の解釈をし、生徒は不特定の者であって公衆に該当するとした（ただし原審とは異なり、「一つの教室における演奏行為があった時点の教師又は生徒をとらえて『公衆』であるか否かを論じなければならない」とした）。

3 「聞かせる」公衆

原審は、音楽教室における教師及び生徒の演奏は、Xらがその主体であるところ、教師の演奏は生徒に自らの演奏を注意深く聞かせるため行われ、生徒はXらからみて公衆であるから、上記要件を充足するとした。また生徒の演奏も、演奏技術向上のために生徒自身が自らの演奏を注意深く聞く必要があること、そのためにグルーブレッスンにおいて他の生徒の演奏を聞くことが必要であ

ることから、上記の要件を充足するとした。

控訴審は、教師又は再生音源による演奏については、生徒に聞かせることを目的としていることは明らかであるとする一方、生徒による演奏については、教師による指導を仰ぐために専ら教師に向けられたものであり、他の生徒にも自らにも向けたものではないとした。そして当該演奏は、特定の音楽教室事業者の教師に聞かせる目的で行われるものであるから、「公衆に直接…聞かせる目的」とするものではないとした。

判例の解説

本判決の結論に賛成したいが、理由付けに若干の疑義がある。

一 著作物の利用主体

1 教師の演奏について

本判決は、Xらが教師を兼ねている場合にはその演奏主体がXらであることは明らかであるとして、Xらと契約関係にある教師の演奏についても、その主体はXらであると規範的に認定した。筆者もこの結論に異論はない。なお後者については、ロクラク2最判に依拠するまでもなく、いわゆる手足論によりXらを主体と認めうとする見解がある¹⁾。確かに、雇用契約や準委任契約により他者に演奏させる場合には、物理的演奏者を使用者等の「手足」とみて、使用者等を利用主体（すなわち侵害者）と認めることにとくに問題はないと思われる（ただし使用者等が法人である場合、刑事的には、法人は当然には侵害者として刑事罰の対象とならない点に留意する必要がある。両罰規定（法124条）が置かれているのも、かかる理由による）。しかし手足論というものの、物理的行為者に対する背後者の支配管理に着目した利用主体の規範的認定の一つであり、本質的にはロクラク2最判が示した諸要素の総合考慮に基づく判断の一面ではないかと思われる。本判決が当該教師の演奏について結局ロクラク2最判に依拠してXらを主体と認めたのか否かは、少なくとも判文からは明らかでないが、仮にそうだったとしても、筆者はそれほど違和感を覚えない（原審判決は、当該教師の演奏についてもロクラク2最判等に明確に依拠している。ただし、Xらが教師を兼ねている場合についてまで、そうする必要はない）。

2 キャッツアイ最判とロクラク2最判の関係

一般にカラオケ法理とは、物理的利用者に対する背後者の管理と当該利用による利益の背後者への帰属をもって背後者を利用主体とし、これら管理性・利益性の2要件のみで著作物の利用主体性を判断していく法理であるとされる。これは、利用主体性について長らく参照可能な判例がキャッツアイ最判のみであった時期に、下級審裁判所によって発展させられた法理であるとされる。またこの法理は、背後者の管理が弱いものでしかなかったとしても、この者への利益の帰属が強く認められれば、なお背後者の利用主体性を正当化しうる法理とも解されているようである。そしてかかる理解を踏まえ、生徒の演奏に対するXらの管理は弱いにもかかわらず、利益性も考慮してXらを利用主体と認めた原審判決は、カラオケ法理に依ったものであり、逆に生徒の演奏についてXらを利用主体と認めなかった本判決は、カラオケ法理から決別したものであって、そのことは、原審判決がキャッツアイ最判とロクラク2最判の双方を引用したのに対し、本判決が後者のみを引用した点に示されているとする見解がある²⁾。

しかし周知のように、キャッツアイ最判はそもそも事例判例であり、管理性・利益性を固定的な2要件とする一般的法理を明示したわけではない。またロクラク2最判は、諸要素の総合考慮による利用主体の決定というきわめて概括的な判断枠組を示したにすぎず³⁾、それ自体は、弱い管理性の要素を他要素（たとえば利益性の要素）で補うという考え方を排除していないと思われる。すなわち両最判は、結局、同一の解釈手法に依っているのであり（ロクラク2最判に付された補足意見）、本件の原審判決のほかにも両最判を引用する裁判例があるのも（東京地判平28・3・25判時2322号122頁「ライブバー」審、知財高判平28・10・19平28（ネ）10041号「同二審」）、そうした理解に依っているのではないかと推測される。本判決と同様に、ロクラク2最判のみを引用する裁判例もあるが（東京地判平25・9・30判時2212号86頁「自炊代行Ⅰ」、東京地判平25・10・30平24（ワ）33533号「自炊代行Ⅱ」）、それは、同最判が（たとえ場合判例であっても）諸要素の総合考慮という「一般的法解釈の手法」（前掲補足意見）を多少とも明示しており、キャッツアイ最判にはそれがいないことによるのではないかと（知財高判平30・4・25民集

74巻4号1480頁「リツイート」は、ロクラク2最判のみを引用しつつ、「カラオケ法理と呼ばれるものも、その適用の一場面である」（傍点筆者）とする）。

3 生徒の演奏について

既述のように、原審判決と本判決は利用主体の規範的認定に関して同一の解釈手法に依っていると思われるにもかかわらず、教師の演奏と生徒の演奏で異なる判断に至っている。このことは、単に諸要素の総合考慮というだけでは、結局、どの要素を重視すべきかが不明であるため、結論が裁判所の価値判断に左右されやすいことを如実に示すものである。利用主体の規範的認定においては、問題となる行為類型ごとに考慮要素が変化しうることは当然であるとしても、行為類型ごとにどのような要素が重要となるかに係る具体的基準を、裁判所はなるべく示すべきである（なおドイツにおいても、利用主体の規範的認定は、差止めと損害賠償に係る同国著作権法の簡素な条文（97条）を根拠に行われており、裁判所の判断に依存する面が大きいが、わが国よりは予測可能性が確保されるような解釈論が展開されているように思われる⁴⁾）。

本判決は、生徒がXらに対して契約上の演奏義務を負っていないという点をとくに重視して、教師の場合と異なる結論を導いている。しかし、カラオケ・スナックにおける客の歌唱も特段契約上の義務に基づくものではないが、キャッツアイ最判はこれを店舗経営者の歌唱と同視している。しかも、音楽教室における生徒の演奏は教師の指導の下で行われており、むしろカラオケ店よりも背後者の管理を見出しやすい。本判決は、「カラオケ室の設営やカラオケ設備の設置は…これなくしてはカラオケ店における歌唱自体が成り立ち得ない」から、「本件とはその性質を大きく異にする」としてカラオケとの比較を拒んでいるが、その論旨は不明である。カラオケ歌唱の場合は、装置の伴奏とともに行われることを暗に指摘しているのかもしれないが⁵⁾、そのような些末な事実が事案を分けるというのは望ましい解釈ではない。

かかる無理な理屈によるよりは、生徒の演奏についてもXらの管理が及ぶことを一応認めた上で、当該管理がXらの利用主体性を直ちに是認しうるほど強いものではなく、利益性等他の要素による十分な補充も認められないことを理由として、キャッツアイ最判との整合性を図っ

た方が論理的ではないかと思われる⁶⁾（もっとも、同最判は旧法の規定を維持する附則規定が廃止される前の特殊な法状況下で言い渡されたものであり、その先例的意義を今日殊更重視する必要はないかもしれない⁷⁾）。

二 生徒の公衆該当性

本判決及び原審判決は、公衆性のメルクマールである特定性を個人的結合関係に帰している⁸⁾。また、本件受講契約を締結する上で他の関係が特段問題とはならず、当該契約を締結すれば誰でもレッスンを受ける関係を不特定の関係としている（とくにこの部分は、最判平 23・1・18 民集 65 巻 1 号 121 頁（以下、「まねき TV 最判」）が示した公衆性の解釈を踏襲したと考えられる）。

もっとも、上記特定性の有無をどの時点で判断すべきかが問われている。後に親密な師弟関係が形成されることも稀ではないことから、Xらは受講開始後の時点を基準とすべきと主張したが、原審判決は、契約締結後の「個人的な結合関係の有無やその強弱は問わない」「特定の者に当たるか否かを契約締結後の時点を基準に判断すべきであるとのXらの主張は採用し得ない」としており、契約締結時を基準としているようである。これに対して本判決は、Xらと生徒とのつながりは、「不特定者を相手方として形成された有償契約たる本件受講契約上の当事者間の関係を出ないのであり、音楽教室における授業の中で教師と生徒が接点を持つ限り、その性質が変容するものではなく」「教師が生徒との間で個人的信頼関係を形成し、教室外で、音楽教室の指導を離れて生徒の教授に当たること…はあり得ることであるが…そのような演奏は、そもそも本件において審理の対象となっている音楽教室における演奏というべきではない」との考えを示しており、たとえ受講開始後を基準としたとしても、Xらと生徒との間に個人的な結合関係は認められないとする立場のようである（ただし、本判決も契約締結時基準説を採用したとの見方もある⁹⁾）。

そもそも教師（物理的演奏者）とXら（規範的利用主体）が別人である場合に、師弟間に親密な関係が形成されたという事実を考慮する必要があるのか疑問であるが¹⁰⁾、Xらが教師を兼ねる場合でも、本判決の説くところが基本的に妥当すると解してよいであろう（本判決も「この点は、音楽教

室事業者が教師の地位を兼有しているとしても変わりはない」と念押ししている）。

三 「聞かせる」公衆

誰が「聞かせる」公衆に当たるかは、条文の文言からして、演奏者が通常誰を聴衆として念頭に置いているかを基準に判断すべきであろう。したがって一般のコンサートであれば、演奏の宛先は客というべきである。たとえその過程で演奏者が自己の演奏を注意深く聞くとしても、聴衆はあくまで客であり、ここに演奏者自身を含めるのは不自然であろう。同様に、音楽教室における生徒の演奏は、教師を宛先とすると解すべきである。よって、原審判決よりも本判決の判断の方が正当と評しうる。もっとも本判決が、教師と同視しうるXらを生徒からみて特定の者としている点には、疑義が呈されている¹¹⁾。

●——注

- 1) 安藤和宏＝横山久芳＝上野達弘「〈座談会〉音楽教室対 JASRAC 事件裁判の論点」（以下、単に「論点」）高林龍ほか編『年報知的財産法 2021-2022』（日本評論社、2021 年）38 頁における上野の発言、同「判批」L&T88 号 28 頁。
- 2) 前掲注 1) 論点 35 頁における安藤の発言。
- 3) ロクラク 2 最判の規範は「枢要な行為論」といわれることが多いが、同最判において「枢要な行為」という言葉は、あてはめの部分で言及されているにすぎない。上野・前掲注 1) 判批 30 頁、斎藤浩貴「講演録 主体論の発展、限界と展望」コピライト 716 号 19 頁。
- 4) Vgl. Fromm/Nordemann, Urheberrecht, 12. Aufl., UrhG § 97, Rdnr. 144 ff.
- 5) 金築誠志「判批」コピライト 724 号 40 頁、前掲注 1) 論点 40 頁における安藤の発言。
- 6) 前掲注 1) 論点 41 頁における横山の発言。
- 7) 前掲注 1) 論点 44 頁における上野の発言。
- 8) 代替可能な契約相手方との間に個人的結合関係が存在しないのは確かであるが、当該契約相手方を常に不特定の者とみてよいか、筆者は疑問を覚えるところである。ただし本稿では深入りしない。
- 9) 前掲注 1) 論点 46 頁における上野の発言。
- 10) 澤田悠紀「判批」令和 3 年度重判解 236 頁（ただし判旨に否定的）。
- 11) 安藤和宏「判批」東洋法学 65 巻 1 号 215 頁。安藤は、生徒は、非公衆に向けて演奏しているからではなく、法 38 条 1 項の適用により演奏権を侵害しないと解している。